

(別添1)

有害物質等の判定基準及び試験検査項目

項目		種類	鉍さい	汚泥	燃え殻	焼却残さ	石綿含有 仕上塗材	判定基準
								①～②⑥：溶出試験 ②⑦：含有試験
一般項目	油分(n-ヘキサン抽出物質)			○				5%以下
	含水率			○	○	○		おおむね 80%以下
有害物質 関係	① 水銀又はその化合物	○*1	○*1	○*1	○*1	○*1		0.005mg/l以下
	② カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	○		0.09mg/l以下
	③ 鉛又はその化合物	○	○	○	○	○	○	0.3mg/l以下
	④ 有機リン化合物		○			○		1mg/l以下
	⑤ 六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	1.5mg/l以下
	⑥ ひ素又はその化合物	○	○	○	○	○		0.3mg/l以下
	⑦ シアン化合物		○			○		1mg/l以下
	⑧ P C B		○		○	○		0.003mg/l以下
	⑨ トリクロロエチレン		○			○		0.1mg/l以下
	⑩ テトラクロロエチレン		○			○		0.1mg/l以下
	⑪ ジクロロメタン		○			○	○*3	0.2mg/l以下
	⑫ 四塩化炭素		○			○		0.02mg/l以下
	⑬ 1, 2-ジクロロエタン		○			○		0.04mg/l以下
	⑭ 1, 1-ジクロロエチレン		○			○		1mg/l以下
	⑮ シス-1, 2-ジクロロエチレン		○			○		0.4mg/l以下
	⑯ 1, 1, 1-トリクロロエタン		○			○		3mg/l以下
	⑰ 1, 1, 2-トリクロロエタン		○			○		0.06mg/l以下
	⑱ 1, 3-ジクロロプロペン(D-D)		○			○		0.02mg/l以下
	⑲ チウラム		○			○		0.06mg/l以下
	⑳ シマジン (CAT)		○			○		0.03mg/l以下
	㉑ チオベンカルブ		○			○		0.2mg/l以下
	㉒ ベンゼン		○			○		0.1mg/l以下
	㉓ セレン又はその化合物	○	○	○	○	○		0.3mg/l以下
	㉔ 1, 4-ジオキサン		○					0.5mg/l以下
	㉕ ふっ素及びその化合物		○		○	○		24mg/l以下
	㉖ ほう素及びその化合物		○		○	○		30mg/l以下
	㉗ ダイオキシン類			○*2	○	○		3 ng-TEQ/g以下

※1 原則として初回のみ含有量試験も必要となります。(判定基準：15mg/kg以下)

※2 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設から排出されるものに限りです。

※3 ジクロロメタンを含む剥離剤を使用した場合に限りです。

備考

(1) ○印の項目について検査が必要です。ただし、当該廃棄物の発生工程、使用原材料によっては、項目を追加又は省略することがあります。

試験検査項目については、事前に相談してください。

(2) 事業団が必要と判断した場合、検査対象廃棄物以外にも検査を求めることがあります。

(3) 検査方法は、ダイオキシン類は含有試験、その他は溶出試験などとなります。

(4) 検査方法は、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)」によるほか、国等が示す方法によります。

(5) 検査成績は、環境計量証明事業所又は公的機関の発行したものであって、原則として処理委託申込みの6か月以内に発行されたものに限りです。